

○山井委員 これから三十五分間、質問をさせていただきます。

早速ですが、きょう十一枚の私の配付資料を配らせていただいております。その中で、まず、雇用保険法の一部を改正する法律案要綱。

この法案に関して、第一の二で特定受給者とみなすというところで、四月一日からではなく三月三十一日とした場合、支障は生じるのか。これは二〇〇九年問題で、御存じのように、三月三十一日に解雇される方は非常に多いというふうに予想されております。一日前倒しをするだけで数万人の失業者となる方が救われ、法改正の恩恵を受けるのではないかというふうに思いますが、舛添大臣の御見解、いかがでしょうか。

○舛添国務大臣 まず法律技術的なことを申し上げれば、迅速に審議が進み、三月三十一日より前にこの法律が確定するならば、遡及効果を持ちませんから、それは法技術的には、例えば十二月までさかのぼるというようなことに比べれば、三月三十一日という日にちは、その前に法律が成立するならば一つの利点であろう。これは法律技術的な問題です。

それからもう一つは、今のところ四月一日ということで、こちらは準備態勢もいろいろ整えておりますので、できればそういう形でやっていただきたいというふうに思いますが、委員が御指摘なさっていることは、これは昨日でしたか一昨日でしたか、前にお答えいたしましたように、年度制ですから、三月末日に解雇、離職というケースが非常に多いんですね。大体、一年間のうちの、去年の例だと一二%の人がそこになっていますから、そういう意味では、そういう方たちを救うという意義はあろうかというふうに思います。

○山井委員 前向きな答弁、ありがとうございます。

私たち野党の法案では、十二月九日まで遡及するというようにしております。

先ほど萩原議員から質問いただきまして、私、答弁しようと思ったら答弁をさせてもらえなかったので申し上げますが、これは十二月九日まで遡及することによって、やはりこの法改正の恩恵を受ける人が非常にふえるわけでありまして、もちろん窓口の業務は大変になる部分もあるわけですがけれども、今まで狭いセーフティーネットでこぼれていた人が、四月一日以降、その法改正の恩恵を受けることができるわけですから、この遡及も含めて、ぜひこのことは検討をして、また修正協議をやっていただきたいと思っております。

では、次の質問ですが、正直言いまして、この雇用関係におきましては対立するものではなくて、ぜひ、よりいいものをつくり上げていければという視点から質問をさせていただきたいと思っております。

まず、生活保障費を給付しながら職業訓練を受けてもらうという第二のセーフティーネットですね。これは非常にこれから必要だと思えますし、この間、きょうもさまざまな議論が出ておりました。

それで、今、政府が対策を行っているんですね。実は、この求職者支援法を私たち民主党が提出するということを言いましたところ、厚生労働省は、いや、既にその制度はやっているんですと言ってペーパーをいただきました。それがこの三枚目のペーパーなんですね、「訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度」の創設及び拡大」。

これがあるから、民主党の言っていることはもうやっているんですというふうに私は説明を受けたんですが、舛添大臣、次のページを見ていただきたいんですが、実績は二月二十四日現在で八件。これは全国ですよ、全国で八件。それで、最新では十件にふえましたという報告をいただいたんですけども、これは余りにもお話にならない。

私たち野党の求職者支援法との違いは、まず、私たちは二十万人を対象としております。そして、先ほど大島議員から答弁がありましたように、予算は五千億円規模。そして、今政府がやっているような貸与ではなくて給付。そして自営業の廃業した人にも対象を拡大する。そして、こういうちょろっとした予算でやるのではなくて、法律をつかって、しっかりと第二のセーフティーネットというものをつかっていきたいと思っております。

具体的には、第二のセーフティーネットのイメージとして、二ページ。こちらにフリップもつくりました。私も二年間スウェーデンに留学をしておりましたが、スウェーデンを初めとしてヨーロッパの国では、雇用保険が切れてからも、生活保護にならないように、生活保障をある程度受けながら職業訓練をするということがもう一般

化しております。その制度がないわけですね。

この質問は多くの議員からも出ておりますが、あえて、改めて舛添大臣にお伺いしますが、こういう趣旨の制度をつくるということ、この私たち民主党の求職者支援法の考え方、こういうものについて、大臣、いかが思われますか。

○舛添国務大臣 ちょっとその前に、簡単に第一問についての補足を。

十二月ということをして私が申し上げたのは、さっきの答弁のように十二月九日ではなくて、例えば十二月一日だったらどうなのか、十二月八日だったらどうなのか、その合理性がないわけですね、どこかで日にちを決めるというので、あらゆることについて。そういう点から比べれば、三月三十一日の方が十二月九日より、八日より、説得の論理はありますということをして申し上げたかったわけでありまして。

二番目の点でございましてけれども、これは、我々は予算措置でやろうということをして考えております。そして確かに御指摘のように、実際に手を挙げてこられて、決めた方が少ないのは、理由が年収二百万円までということであって、そうすると、職を失うまではもっと稼いでいけば、過去の実績で二百万と言われても、今金ないんだよということになりますから、これは緩和するということなんです。要するに、例えば今アルバイトをしている、ことしあなた二百万ありますか、到底ありませんということも可能でありますし、だから、退職後の収入見込みが二百万以下だったらいいですとこれは緩和したので、これからはふえていくと思っております。

それからもう一つは、二百万までは今までアルバイトしちゃいけないということだったんですね、この訓練のときは。これはアルバイトも可能だとしたので、そういう形で拡大をしていきたいというように思っておりますので、法でやるかこういう予算でやるか、実効性のある形にかじを切ったというふうに思っております。

スウェーデンの御経験をおっしゃって、確かにさまざまなセーフティーネットは重層的に、より多く張りめぐらせばいいわけですがけれども、財源の問題をどうするかということがありますので、消費税を二五％にすれば簡単ですがけれども、なかなかそうもいかないもので、雇用保険の二事業を活用しながらやっている。

それで、この三月三日に労使から御提言があった基金も、実は一般会計なんですね。ですから、一般会計について、財務省との間で折衝することを含めて国民に御理解いただく、これが一つの問題であろうかと思っております。

○山井委員 日本が今までのような終身雇用制に戻って行って、それで、企業が再就職というか職業訓練もきっちりやってくれるという時代に完全に戻るということは、残念ながら、これは難しいと思うんです。

ですから、私たち野党が求職者支援法を恒久法にしている、時限立法ではないという意味は、大なり小なり、ここは一般財源を入れてきっちり法律をつくって、セーフティーネットですから、セーフティーネットが予算措置で、はい、二年でセーフティーネットがなくなりますとか、そういうことでは本当のセーフティーネットではないと私たちは思っているんです。

今、舛添大臣が、これから年収要件を緩和するとか、アルバイトもできるようにするとかおっしゃいましたが、それでも来年度予算では十三億円で、対象がたった二千八百人。私たちの二十万人ということから比べると、対象人数が七十倍違うわけです。百年に一度の不況を乗り越える上では、けたが二けた違うということになると思っております。

そんな危機意識は、私たち野党だけではなくて、自民党、公明党も共有しておられまして、昨日の自民党、公明党が発表されました資料を見ますと、公明党の資料の中にも、セーフティーネットのさらなる強化として、就労・生活支援給付を創設するというのが書き込まれておりますし、自民党のペーパーの中にも、緊急人材育成・就職支援基金を造成し、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に推進すると。私たちの求職者支援法の理念と非常に近いものを、自民党も公明党も、同様に今主張をされ始めております。

そこでなんですが、これからどうするか。私たち民主党は、法律をつくって、そして求職者支援ということをして一般財源でやっていくべきだ、職業訓練手当に関しては二事業から出していくというスキームであります、これを読む限り、自民党、公明党は基金でやるということが書かれてあるんですね。

そこで、一般論として舛添大臣にお伺いしたいんですが、こういう基金として積んでいくという形の場合は、自民党、公明党のプランは数千億規模と聞いておりますが、これは法案とかは必要ないんですか、予算だけで

きることなんですか、舛添大臣。

○舛添国務大臣 与党の皆さんの案が具体的にどういうものか、まだつまびらかになっていないと私は了解しておりますので、正確なことをお答えできないと思いますが、予算か基金かということになると、それは法的措置がなくて基金はできます。

ただ、問題は、基金の場合というのは、これはファンドを積んで安定的に数年間やるのが可能です。単年度予算主義でいきますと、これは単年しかできませんから、一般的にですけれども、そういうメリット、デメリットはあると思います。

○山井委員 そういうメリット、デメリットがあって私たち民主党は、一般財源でありながら、今申しあげましたように、これはやはりセーフティーネットですから将来への安心感がないと、セーフティーネットが三年でなくなりますよということでは、これからの時代、雇用の流動化と言われる時代に対応できないと思いますので、しっかりと法律をつくるべきだと思っております。

そこで、似たような考え方が、民主党が法案を既に提出し、きのう与党からも出てきているということで、ここで舛添大臣の御見解を改めてお伺いしたいと思うんですが、こういうのを一本化させてやっていくべきではないかということをお私正直思っております。やはりこれは非常に急ぐわけですから、与野党、多少の方法論の違いはありますが、私は、目指すべきもの、そしてスピード感が何よりもこの不況において国民から求められているということは一緒だと思っております。

舛添大臣、野党からこういう求職者支援法が出ている、そして自民党、公明党からも昨日、こういう似たようなプランが出つつあるということについて、大臣の御見解をお伺いします。

○舛添国務大臣 この厳しい雇用情勢、党派を超えて、今委員がおっしゃったように、迅速にスピード感を持って行う必要があると思いますから、そういう形で皆で協力できて、いいものができ上がれば大変幸せに存じます。

○山井委員 先ほど、午前中に萩原議員も質問をしてくださっておりましたが、これは上層部が決めるというのではなくて、まさにそのためにこの衆議院の厚生労働委員会が存在するわけですから、この審議を通じて、ぜひとも修正協議等で、求職者支援、そしてこういう再就職支援のセーフティーネット、第二のセーフティーネットをこの衆議院厚生労働委員会においてしっかりと張っていくようにしていきたいと思っております。

もう少し雇用についてお伺いをいたします。

きょうの新聞にも出ておりましたが、配付資料の次の五ページですね。非常にショックを受けました。中途解除された派遣労働者のうち、八割以上が解雇をされているということなんですね。

これは労働契約法十七条の一項において、合理的な理由がない限り解雇はできないということになっているわけですし、直嶋参議院議員の質問、契約期間中の派遣労働者はむやみに、原則的には解雇できないという質問に対して、麻生太郎総理大臣も一月二十日の参議院予算委員会で、先生のおっしゃるとおりであります、契約が途中で打ち切られるというようなことは明らかに違反というふうに、予算委員会でテレビ中継のもと、麻生総理も明言をされています。にもかかわらず、このように契約途中で派遣元から八割以上の方が解雇されていて、きょうの朝刊によりますと、千数百件の指導を派遣元に対して行っているということなんです。

そこで、舛添大臣、この労働契約法、事実上これはざる法になっているんじゃないですか。啓発指導するのはいいんですが、八割以上の派遣労働者の方が契約期間の途中で派遣元から解雇されて、指導するだけじゃなくて、舛添大臣、これは一回、本当に合理的な理由があって首を切られているのかどうか、ここをきっちり、今こそ労働者を守る厚生労働省がこの調査をしないと、非正規労働者は首を切られてもほったらかし、放置するということになってしまいかねないと思っております。

そこで、大臣、お伺いしたいんですが、こういう契約途中で解雇されている非正規労働者の方々の何割ぐらいがちゃんと労働契約法で守られているのか。逆に、違反されているのはどれぐらいだと大臣は、個人的な見解でも結構ですが、思っておられるのか。そして実態調査をすべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 今のデータにありますように、常用型の派遣労働者でも八割は職を失っている。まさに、そこまでひどい雇用状況であるということの反映であるというふうに思っております。そういう意味では、まさに百年に一遍というような状況だと思います。

労働法の体系、労働指導の体系というのは、申告がある、いろいろな疑いがある、まずそこに行って、きちんと指導をしてそれをとめる、そういうことにならないようにとめる。そして段階を踏んで、それでも言うことを聞かない、これは法律に基づいて厳正な処分をやっていくということでもありますから、昨年十二月から三月六日までの間に二千二百五十事業所を啓発指導して、指導することによってやめさせる、抑止をするという方向でまずはやっていくということでございます。

調査のためだけに入るよりも、それは人手もありますから、とにかく問題がありそうな、疑いがあるところへ片っ端から入って行って指導して、そういう首切りにならないように食いとめる、まずこれが第一だろうと思っております。あとはもう、法律に基づいて厳正なる措置をしていく、それだけだと思っております。

○山井委員 大臣、それは甘過ぎますよ。指導に従っていて八割以上が解雇になりますか。そういう認識を持っておられるんですか。今の話だったら、ちゃんと指導したというので終わっているじゃないですか。ちゃんと指導しても、八割の非正規労働者が契約途中で切られているわけですよ。

そうしたら、大臣、労働契約法の第十七条一項をみんな守っているという認識を大臣は持っているということですか。答弁してください。

○舛添国務大臣 派遣先と派遣元、それぞれの法律的な体系での枠組みがあります。派遣元事業者がこの法律に背反して労働者を解雇したときには、それはきちんと法律の処罰の対象になる。しかし、派遣先と派遣元の間関係は、二つの民間団体の間の民事の契約関係ですから、そこにおいては、まさに派遣先が契約を解除したときに、派遣元に雇われている労働者に実質的に不利がないように、例えば三十日分ちゃんと払いなさい、新たな就職先をあっせんしなさいと。

ただ、まさに、新たな就職先があっせんできないように厳しい状況であるわけでありまして。そういうことから、さらに行政指導の権限を与えていただくというための労働者派遣法の改正案を、継続審議中となっておりますけれども出してありますので、ぜひ、一日も早く御審議をお願いしたいと思っております。

○山井委員 大臣、その大事な点を逃げないでいただきたいんです。

ですから、これは、最後に白黒はっきりつけるのは裁判だということはわかっていますよ、労働契約法は。問題は、その実態を厚生労働省は把握する必要があるんじゃないですかということなんです。今の三十日前の通告とか、あるいはどういう合理的な理由だったのかということを一回調査していただだけませんか。やはりこの実態、ゆゆしき実態だと思われませんか。八割の非正規労働者が契約途中で解雇されている。正直言いまして、私は、すべてが合理的な理由があるとはどう考えても思えません。どう考えても思えない。

そういう意味では、どういう事情で、どう労働契約法に違反しないような配慮をしてやったのかということをご調査していただきたいんです。実態を知らないのだめじゃないですか。逆に無法地帯になりますよ、ざる法になりますよ、ここで調査も何もしなかつたら。そういう認識なんですか。ここで何も調査もしなくて、今おっしゃったような、最後は裁判所が決めますよ、厚生労働省は指導するだけですよ、こう言っていたら、これからも、立場の弱い非正規労働者は契約途中で首を切られ放題じゃないですか。そこを食いとめるのが厚生労働大臣の仕事じゃないんですか。

大臣、調査をお願いします。

○舛添国務大臣 何度も申し上げておりますように、労働契約に行政が介入できないんです。それが今の日本の法体系の仕組みであって、しかしながら問題がある事例が上がってきますから、それをまさに指導監督するという。これは法の権限をもって報告を求めることはできません。しかし、そこで指導することによって状況を是正するというものですから、ただ単に、一般にどういう状況かという調査のための調査はいたしません。

きちんと是正をし、いい方向に持っていくため、これは我々の持っている人的資源も限られていますので、物すごく、やらぬといかぬことは山ほどある。問題が起こり、申告はある、内部密告はある、こういうことに対してきちんと対応していく。そういう形で抑止をし、いい方向に持っていきたいというふうに思っております。

○山井委員 ぜひ実態調査をしていただきたいと思います。現実を知らずして対策というのは立てられません。

次に、肝炎の話に移りたいと思います。

一昨日も、藤村議員が、肝炎のインターフェロンの医療費助成が進んでいないということを質問されました。

その続きの質問をさせていただきたいと思います。

六ページを見てください。今回、私たち、この衆議院厚生労働委員会に、肝炎医療費助成法案を提出しました。与党からも肝炎対策基本法が継続審議になっておりまして、ぜひこれは修正協議をして成立させたいというふうに思っております。

なぜ私たちがこの医療費助成法案を出したのかといいますと、ここのグラフを見てもらったらわかりますように、十万人、インターフェロンの医療費助成をすることということで、百二十六億予算をとった。ところが、半年たつて、まだ二万五千人分しか九月までの上半期で医療費助成が受けられていないんです。おまけに、このグラフを見てもらったらわかりますが、利用者数は減っていつているんですよ。このグラフを延ばしていったら、何と、前年の五万人よりも下回るか、五万人と変わらなくなってしまうんですよ。

ということは、舛添大臣、肝炎の患者の方々が必死になって運動して、首相官邸で福田総理にまで会って、医療費助成と一般対策をお願いしますと必死になって訴えて、やっとのことで獲得した百二十六億円が、このままいけば、舛添大臣、半分ぐらい余りますよ。厚生労働省の担当の方に聞いたら、余ったら国庫に返すそうですよ、来年度に繰り越すんじゃないくて。

舛添大臣にお聞きしますが、このペースでいけば半額余るといふふうに推定されますが、五万人の方が受けられるはずだったインターフェロン治療を受けられなくなる。そうしたら、何人ぐらいの救える命が救われないことになるかと想定されますか、五万人が受けられなくなると。これは数値がありますからね、治癒率が何%というのは。大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 それは、現実にはどうかというのは肝炎で悩む方々の個々の状況にもよりけりだと思いますが、なぜ、どういう理由でインターフェロン治療を受けないのかということをもとにきちんとして調べ、それに対する対策をやる。

それから、残念ながら、日本の予算制度は単年度制度ですから、見積もりを上げる、だけれどもそれは単年度で処理しないといけないということであるので、今後、もっともっと多くの方にインターフェロン治療を行っていくように、これは周知徹底、PRも含めてやらぬといかぬなというふうに思っております。

○山井委員 舛添大臣は、所得に応じて一万、三万、五万円という自己負担を決められたときに、経済的理由でインターフェロン治療を受けられなくなる人はこれでなくなるということをおっしゃったじゃないですか。にもかかわらず、ふたをあけてみたら半分の予算が余っている。

そして、この七ページを見てみると、私は正直言ってびっくりしました。その上半期の交付数を発表する同じ日に厚生労働省が発表したのは、何と、この調査、舛添大臣も御存じだと思いますが、なぜインターフェロン治療が受けられないのか。トップが、忙しくて入院や通院ができない。二位が、副作用が心配。お金がかかるというのはたった五人で、5%だ。さも、医療費助成が不十分だから利用者が少ないんじゃないじゃありませんよと言わんばかりじゃないですか。

でも、舛添大臣は御存じだと思いますが、昨年九月の薬害肝炎についての検討会で、薬害肝炎原告の調査結果が、大臣も同席されていたと思いますが、その検討会で発表されているわけです。

ここの八ページにあります、その中に、厚生労働省が一部の偏った国立病院機構の調査をするまでもなく、肝炎患者の方の実態調査、九月の検討会で出ているじゃないですか。残念ながら、これは厚生労働省がやった調査と結果が違いますよ。

ここにありますように、「治療していない理由」、二番目に多いのが治療費の負担が大だ、お金の問題だというのが百二十一人も。二番目に大きな理由になっていますよね、大臣。そしてさらに、インターフェロン治療について「治療費いくらなら」。一万円以内というのが八十二人で一番多いんですよ。去年の九月の検討会で、厚生労働省がやっている検討会で、患者の方々のこういう実態調査が発表されているじゃないですか。

おまけに、この調査結果を、本来ならばすべて検討会の資料はホームページにアップするんですよ。にもかかわらず、なぜかこの資料だけはホームページにアップされていないんです。

経済的理由、経済的にもっと安くしてほしいという、患者がやった切なる実態調査はホームページに載せずに、ごく一部の偏った調査をやって、そして経済的理由は関係ないという、これは余りにも患者の方々に対して失礼

で、冷た過ぎるんじゃないかと私は思うんです。

舛添大臣、なぜ、こんな大事な調査結果がホームページに載っていなかったんですか。

○舛添国務大臣 まず、ホームページに掲載されていなかった、これは大変申しわけないし、こういうミスがあつてはいかぬと思います。何が理由かはわかりません。それは、私が問いただしたら事務的なミスだということで、それにつきましても、三月十日の午後に山井先生が気づいていただいたということに本当に感謝申し上げます。翌日にすぐ掲げさせました。

もちろん、薬害肝炎の検証検討委員会というのは私のもとにあって、肝炎の被害者の方にも入っていただいて、毎回いろいろな資料を公表しておりますから、まず、こういうことが二度とないようにいたしたいと思っています。

したがって、今引用してくださった山井さんの資料の八ページ以下、これも当然私は見ております。だから、こちらのアンケートもアンケートである、それで、七ページに載っているアンケートもアンケートである。

どちらが正確で、どちらがというようなことは一概に申し上げられませんが、ただ、両方、やはり時間がないというのが多くて、これは治療を予備的なことから始めると一月とかかかるので、この点については経団連に対して、とにかく仕事を休んで入院、通院できるようにしてくださいと、これは何度もお願いをしております。

それから副作用の点については、これは二つの調査で違いますけれども、一番が「副作用強い」、百四十五。それから「働けなくなるから」が四番目。いずれにしましても、かなりの数で今言った三つの要因、治療費の負担増、働けなくなるから、副作用が強いというのが二番目の資料、こちらの資料では、忙しい、副作用云々というのがありますけれども、副作用については、副作用のないような治療法を今鋭意研究させておりますので、こういう点で対応したいと思っています。

それで、お金の問題は、お金の問題がないということではなくて、ここにあるように、少しでも安ければいいということは当然、一万円以内というのは出ていますから、そういうことを踏まえて今後どうするかということは、例えばB型肝炎の増殖抑制との絡みとか、ほかの医療費との絡みとかいろいろありますので、それを総合的に判断し、また、ここにおられます与野党を含めての厚労委の先生方とも御議論をして、これはさらに検討を進めていきたいと思っています。

○山井委員 私がなぜこのことにこだわるかという、実は、これは一年半前から言っているんですよ、一万、三万、五万では高過ぎて予算が消化できないんじゃないかと。私、この質問は舛添さんに一年前からやっているわけですよ。それで、とにかくやらせてくれ、今の一万、三万、五万で十万人いけるから、とにかくやらせてくれということで突っ込まれたわけですよ。そうしたら、言ったらなんですよけれども、案の定、半額ぐらい余る。おまけに、このままいったら来年度予算も余りますよ。

私がなぜこんなことを言っているかという、ここに一冊のファイルがありますが、これは日本肝臓病患者協議会の事務局長の天野さんからお借りした。ずっと私、いろいろなことで肝炎問題を教えてもらっていました。これは平成十二年のファイルですけども、八年前から有識者会議が行われて、最初のときから医療費助成、医療費助成ということをやっておっしゃり続けたわけですよ。

それで、近々また患者の方々が二十万人の請願の署名、肝炎患者支援法をつくってくれという請願の署名も提出されると聞いております。それも肝臓病で苦しんでいるの方々が、寒い中を患者の方々が署名を集めてこられているんです。つまり、この百二十六億円の医療費助成のお金というのは、命を削りながら患者の方々がやっと獲得されたんですよ、命を削りながら。

残念ながら、この天野事務局長も昨年お亡くなりになりましたよ。先頭を切って運動をされていた高島日肝協会長もお亡くなりになりましたよ。みんなそうやって命を削りながら、医療費助成、医療費助成と言って百二十六億円を獲得したとき、みんな喜んだんですよ、やっと百二十六億円も医療費助成がついたと。それを半額余らせる。あんまりじゃないですか。半額、五万人分あったら、インターフェロン治療の治癒率七割、三万五千人の人の命が救っていた額じゃないですか。それを国庫に返すんですか。

御存じのように、インターフェロン治療というのは、ことし受けられなかったら来年というわけにいかないんですよ。受けられる時期というのが限られているんですよ。これは下手をしたら、いろいろなミスで、三万五千人

の患者の方々の救える命が救えなかったという、三十五人じゃないですよ、三万五千人ですよ、ただで済む問題じゃないと思うんです。そしてこのまま、また来年やっても、また予算が余るんじゃないかと思うんです。

このことについて、もう時間ですので、最後に舛添大臣から、こういうことに来年は絶対ならないようにするという決意をぜひとも言っていただきたいと思います。

○舛添国務大臣 先ほど申し上げましたように、インターフェロン治療が進んでいないさまざまな理由がありますから、その一つ一つにきちんと対応していかないといけないということを今申し上げた次第であります。

それから、こういう形で肝炎の問題についての一定の進歩があったのは、山井議員初め厚生労働委員会の与野党の皆さんのお力で、みんなの力でここまで行ったわけでありますので、これはぜひ、与野党の皆さんのお力も、また野党の皆さんのお力もおかりして、肝炎全体に対してどういう総合対策をやるのか、私は、政府が皆さん方の意見を聞かないでやったわけではなくて、全体の意見を徴しながらこういう形で落ちついたわけでありますから、さらにこの委員会でもよく議論をしていただいて、与野党超えて、さらに前に進める努力をしたいと思います。

○山井委員 最後に一言だけ発言させていただきます。

私が最も尊敬する政治家の一人である山本孝史参議院議員、がん対策法をおつくりになられましたが、あの方がいつも、政治の仕事というのは救える命を救うこと、これが政治の最大の使命だということをおっしゃっていました。今、与野党で修正協議も行っておりますが、この医療費助成、ぜひもっと安くするということと、B型に効く抗ウイルス剤、こういうものをしっかりと、ぜひとも医療費助成に加えていただきたいと思いますということを最後につけ加えまして、質問を終わります。

ありがとうございました。